

ビジネスパー トナー行動規範



SMA Solar Technology AGおよびその関連会社（以下「SMA」といいます）は、あらゆる事業活動において、責任をもって誠実に、そして常に適用される法律と規制に従って行動することを当社のお客様、従業員、株主の皆様にお約束します。倫理的な行動の実現はSMA社内だけで完結することはできません。そのため、上記の事項は、SMAのサプライヤーおよび取引先（以下「ビジネスパートナー¹」といいます）にも守っていただく必要があります。このことは、サプライチェーンとビジネスパートナーのネットワーク全体で実施しなければなりません。

本行動規範には、すべてのビジネスパートナーがSMAと事業を行い、SMAに影響を与える意思決定を行うにあたって、必ず守らなければならない法律上および倫理上の基準が記載されています。また本行動規範は、適用されるすべての法律およびSMAとの契約に基づく義務と併せて遵守する必要があります。以下の規定を遵守することはSMAとの継続的な取引関係に欠かせないため、ビジネスパートナーの皆様には、本行動規範をよくお読みいただき、SMAが期待する規範とは何かを十分に理解していただきますようお願いいたします。



Dr.-Ing. Jürgen Reinert
CEO
SMA Solar Technology AG



Barbara Gregor
CFO
SMA Solar Technology AG

¹ 本行動規範で意味するビジネスパートナーには、すべてのサプライヤー、サービスプロバイダー、代理店、コンサルタントのほか、本規範の遵守を契約上義務付けられているその他のすべての取引先が含まれます。



一般的な義務

人と環境

- 人権と公正な労働慣行
- 敬意、公正さ、多様性
- 健康と安全
- 環境保護と気候保護
- 地域コミュニティの権利

公正で適正なビジネス

- 財務の健全性
- 汚職防止
- 公正な競争

情報、データ、財産

- 機密情報、特許権保護、財産保護
- サイバーセキュリティ
- 個人データの保護

問題

懸念事項や違反行為の通報

接点

04
05

07

08

09

10



一般的な義務

SMAは、国連グローバル・コンパクトの10原則に対する継続的なコミットメントを通じて、社会的責任の重要性を認識しています。安定した経済的成功は、社会的に責任ある方法で事業を行うことによってのみ可能です。そのためSMAは、持続可能で責任ある行動がビジネスパートナーと協力する上で重要な基盤であると考えています。

したがって、ビジネスパートナーは、国際人権章典、OECD多国籍企業行動指針、国際労働機関（ILO）の中核的労働基準、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に従って行動しなければなりません。またビジネスパートナーは、SMAとの商取引に関与している自社のビジネスパートナーに対しても、本行動規範で定められている基準を遵守するよう求めるものとします。ビジネスパートナーは、本行動規範の基本原則に従業員に分かりやすく周知しなければなりません。ビジネスパートナーは、SMAからの要請に応じて、本行動規範の規定を遵守していることを証明するために必要なすべての情報と文書をSMAに提供するものとします。ビジネスパートナーは、SMAまたはSMAが選定した社外監査人が、合理的な通知を行った上で、本行動規範をビジネスパートナーが適切に遵守していることを確認することを許可するものとします。

ビジネスパートナーは、適用法、本行動規範、あるいはSMAとの取引に関連する契約上の義務に違反した場合は、直ちにSMAに通知しなければなりません。同様の通知義務は、SMAとの取引に関連する潜在的な違反についても当てはまります。

人と環境

/ 人権と公正な労働慣行

SMAは従業員個人の尊厳と権利を尊重しています。そしてビジネスパートナーにも同様の対応をお願いしております。

ビジネスパートナーは、国際労働機関 (ILO) が定義するいかなる形態の強制労働、現代奴隷¹、あるいは児童労働²も行ってはならず、また容認してはなりません。ビジネスパートナーは、人身売買、強制労働、児童労働に関連した物品やサービスを調達してはなりません。

ビジネスパートナーは、最低賃金、超過勤務手当、労働時間に関する法的要件も含め、適用される法律を厳守するものとします。法定最低賃金が定められていない場合、ビジネスパートナーは少なくとも生活賃金に相当する手当を支払わなければなりません。

ビジネスパートナーは、結社の自由と団体交渉³に関する従業員の権利を尊重するものとします。またビジネスパートナーは、人権保護を目的とした法律を遵守するための対策においてもSMAを支援するものとします。SMAはOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンスに従って、サプライチェーンに関連するリスクを積極的に特定し、これらのリスクを排除する対策を講じるよう努めています。そしてビジネスパートナーにも同様の対応をお願いしております。SMAのサプライヤーは、紛争鉱物に関して、OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンスを遵守するものとします。

/ 敬意、公正さ、多様性

SMAと同様に、ビジネスパートナーも敬意を持って公正に他者と接しなければなりません。ビジネスパートナーは、いじめ、身体的または心理的虐待、暴力による脅し、強制、あるいは性的搾取といった、従業員に対する嫌がらせや非人道的な扱いを一切容認しないものとします。またビジネスパートナーは、適用されるすべての差別禁止法を遵守し、すべての従業員（内定者も含む）の公平な待遇と多様性を促進し、雇用機会均等を提供し、性別、国籍、民族的または社会的出自、宗教、イデオロギー、障がい、年齢、性的指向、アイデンティティ、あるいはその他の法的に保護された地位に基づくいかなる者に対する差別も防止しなければなりません⁴。

¹ ILO条約の第29号および第105号

² ILO条約の第138号および第182号

³ ILO条約の第87号および第98号

⁴ ILO条約の第100号および第111号

/ 健康と安全

SMAは、従業員とお客様の健康と安全を最優先に考えています。ビジネスパートナーも同様に、自社の従業員の健康と安全を守ることができるように労働条件を整えるものとします。これには、適用されるすべての法律、規制、一般に認められた職業上の安全および健康に関する基準⁵を遵守することも含まれます。

ビジネスパートナーは、安全な労働慣行を管理・維持するためのプログラムを履行し、リスク評価を行い、一般に認められた安全基準に従って勤務上の安全および健康に関する対策を実施することが求められます。

さらにビジネスパートナーは、適用されるすべての法律、規制、一般に認められた基準、ならびに危険化学物質や使用が制限されている化学物質・成分に関連するものを含む、SMA固有の製品品質基準と製品安全基準も遵守するものとします。当社サプライヤーに関する関連情報については、SMAのウェブサイトをご覧ください。

/ 環境保護と気候保護

SMAのビジネスモデルは、環境に対する責任が土台となっています。私たちはビジネスパートナーに対して、天然資源を慎重に利用し、環境への悪影響を抑える対策を講じることを求めます。SMAと同様に、ビジネスパートナーもまた、適用される環境保護に関するすべての法律、規制、一般に認められた国際基準を遵守するものとします。ビジネスパートナーは、事業上の意思決定を行うにあたって、バリューチェーン全体に与える潜在的な環境負荷を考慮し、関連する環境負荷を削減するための目標および対策を定めるよう努めなければなりません。またビジネスパートナーは、環境パフォーマンスの継続的改善にも努めるものとします。この改善

には、不要なエネルギー消費の回避、業務プロセスにおけるエネルギー効率の向上、廃棄物の低減、再生可能資源の利用増大も含まれます。また温室効果ガス排出量を測定し、それに応じた削減目標と対策を導き出す必要があります。

/ 地域コミュニティの権利

SMAは、土地、水域、資源に適用される国内外の権利、地域の権利、そして伝統的な権利を尊重しています。同様にビジネスパートナーも、土地、森林、水域を取得、開発、あるいはその他の方法で利用する際に、人々の生活がこれらに依存している場合は、土地の収奪に関与せず、不法な強制立退き禁止を遵守するものとします。

⁵ ILO条約の第155号

公正で適正なビジネス

/ 財務の健全性

SMAとビジネスパートナーは、グローバルな事業活動において、物品、サービス、情報の輸出入に適用されるすべての法律、ならびに適用されるあらゆる禁輸措置および制裁措置を遵守するよう徹底するものとします。

貿易法とマネー・ローンダリング防止

SMAはビジネスパートナーに対して、輸出・貿易統制、テロ資金調達、制裁措置の分野で適用されるすべての規制と制約事項、ならびに適用される国内外のあらゆる貿易法とマネー・ローンダリング防止法を遵守するよう求めます。不正な支払いや顧客の不審な行動など、マネー・ローンダリングの疑いがある場合は、所定のプロセスを用いて通知・通報しなければなりません。

税務コンプライアンス

誠実に、正しく、かつ公正に事業を行うことはSMAにとって重要であり、SMAはこれらの原則をビジネスパートナーにも伝えていきます。SMAはビジネスパートナーに対して、適用される税法と税規則を遵守し、過剰な税金対策やタックス・ストラクチャリングによる脱税および課税逃れを拒否することを求めます。

/ 汚職防止

SMAは、自社組織内での汚職やビジネスパートナーによる汚職を容認しません。したがってビジネスパートナーは、トランスペアレンシー・インターナショナルの「贈収賄防止のためのビジネス原則」を遵守するものとします。これは、適用法に違反する支払いの許可または承認を拒否することを意味します。またビジネスパートナーは、直接的であれ、第三者を通じてであれ、贈収賄やその他の形態の汚職行為や詐欺行為に関与することも拒否するものとします。これには、取引を獲得したり、行動や意思決定に不適切な影響を及ぼしたりすることを目的に、公務員、政党またはその代表者、見込み客または既存の顧客、SMAの従業員またはその他の人物に対して、個人的な便益を申し出ること、約束すること、許可することまたは承認することを行わないことが含まれます。コンサルタント、代理店、その他の仲介業者に支払う報酬を、ビジネスパートナー、顧客あるいはその他の第三者に不適切な利益をもたらすために使用してはなりません。

/ 公正な競争

SMAと同様に、ビジネスパートナーも適用されるすべての競争法および規制を厳守するものとします。またビジネスパートナーは、保留中または現在進行中のSMAの調達活動に関して第三者との不適切な取り決めに関与してはならず、また価格、費用、あるいはその他の競合情報を競合会社に対して直接または間接的に開示してはなりません。

情報、データ、財産

/ 機密情報、特許権保護、財産保護

SMAの機密情報と知的財産を保護することは、SMAの事業の成功にとって不可欠です。したがって、ビジネスパートナーもSMAの企業秘密の守秘義務と知的財産権を尊重し、これらを保護するものとします。また、自社が管理するあるいは所有するSMAの財産を損害または不正利用から守る必要があります。ビジネスパートナーは、適切な技術的・組織的対策を講じて、SMAから預託されたデータを不正アクセス、改ざん、破壊、不正使用から保護しなければなりません。

SMAは、多数の特許権や、商標、意匠といったその他の産業財産権を保有しています。これらの権利はSMAの最も重要な資産の一部です。SMAは、SMAの知的財産が第三者によって悪用されないよう、また第三者の知的財産を無許可で使用しないよう徹底しています。同様にビジネスパートナーも、特許権やその他の知的財産権を侵害してはなりません。

/ サイバーセキュリティ

サイバーセキュリティはSMAの最重要事項です。ビジネスパートナーとSMA双方のシステム、ネットワーク、コンピュータ、プログラム、データを危害や不正アクセスから保護することは極めて重要です。そのため、ビジネスパートナーは適切なサイバーセキュリティ対策を講じるものとします。

/ 個人データの保護

誰もが自分の個人データを不正使用から保護する権利を有しています。この権利は尊重されなければならない、またデータは適用法およびデータ保護規則で認められている範囲内でのみ使用されなければなりません。したがってビジネスパートナーは、個人データをその紛失や改ざんおよび不正使用、不正アクセス、漏洩から保護するものとします。

問題

本行動規範を遵守することはSMAとの継続的な取引関係には欠かせない要素です。SMAおよび各ビジネスパートナーは、本行動規範への違反から生じた業務上の不正行為を是正するための改善策に同意することができ、その改善策は一定期間内にビジネスパートナーによって履行されなければなりません。

違反が是正されない場合、SMAは法律上認められる範囲において取引関係および関連する契約を終了できます。ビジネスパートナーによる重大な違反行為があった場合、SMAは直ちに取引関係を終了することができます。

懸念事項や違反行為の通報

懸念事項や違反行為を通報するために、以下に記載した通信チャネルまたはSMAスピークアップラインを使用することができます。SMAスピークアップラインは、外部サービスロバイダーが運営する安全な不正行為通報ツールであり、通報者は匿名性を保つことができます。SMAスピークアップラインを通じて行われた通報は、SMAグループのコンプライナンス部門に転送されます。通報者が善意で通報を行った場合、通報者は不利益な結果から保護されます。同様にビジネスパートナーも、本行動規範の原則に対する違反行為を善意で報告した人への報復を容認することを拒否するものとし、SMAスピークアップラインの利用やアクセス方法に関する詳しい情報は、SMAのウェブサイトをご覧ください。



接点

行動規範は業務に関するすべての状況を網羅できるものではありません。本行動規範について不明点等がある場合は、当社まで直接お問い合わせいただくようビジネスパートナーの皆様をお願いいたします。サポート部門のSMA従業員にお問い合わせいただいても構いませんし、次の連絡先からSMAグループのコンプライアンス部門にお問い合わせいただいても、対応いたします：コンプライアンスヘルプライン：

- Eメール: Compliance@sma.de
- 電話番号（ドイツ）：+49 561 9522 424242



SMA.de

